

電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と

組織的な人的嫌がらせ犯罪が教育現場に及ぼす影響と

それに適切に対処して頂くための要望書

2008年10月23日

文部科学大臣 塩谷 立 様

特定非営利活動法人
テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後、テクノロジー犯罪と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後、嫌がらせ犯罪と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。この10年間で500名に迫る被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（270名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。これら調査・集計の結果、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪に確信がもてるようになりました。

当NPOでは、被害者の被害体験から、各被害者に生じている諸現象・諸症状を、人為（犯罪行為）に起因するものと判断して問題解決に取り組んでおります。しかし、一般にはそのように理解されず、内的要因とすり替えて捉え対処

される傾向にあります。しかしこれは問題を真に解決しないどころか、被害者をさらに悪い状況に追いやるだけであります。さらには、これが社会に定着してしまいますと、真実を知る者は一部（犯罪主体）で、他の一般大衆は迷妄のなかで生きることになり、疑問を抱きながらも全く発言できない、完全弱者の状態に置かれてしまいます。そのような社会システムを完成させないために、当NPOは、この10年間、一貫してテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態を誤解されるのを恐れず訴え続けてまいりました。以下、当NPOが確信致しますテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の事実を記します。

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の事実

- (1) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとい、生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われています。
- (2) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせるテクノロジーが使われています。
- (3) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で映像を見せるテクノロジーが使われています。
- (4) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。
- (5) テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。
- (6) テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。
- (7) 嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍化させる手法が採られていることから、両犯罪を計画して実行する組織は同一か密接な関係があることが考えられます。
- (8) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。
- (9) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を越える歴史があると考えられます。
- (10) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくない攻撃であります。パニックに陥ることがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の

仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。

(11) 両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。

上記テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の事実に確信をもつことができましたことから、当NPOはそれを解決すべく、関係各機関に陳情書、要望書を提出してまいりました。最近では、①犯罪という観点から、それに対処すべき部署はどこよりも警察であることから警察庁長官に陳情書を、また②両犯罪に適切に対処できる法を作成して頂くとともに、検察庁への告発を含めて法務大臣に陳情書を、③個々の犯罪事実を、国政調査権をもって調査・公表して頂くために、衆・参両議院議長に陳情書を、さらには④両犯罪の解決には総理大臣の政治的決断が不可欠であることから前福田総理に要望書を提出してまいりました。それにとどまらず、⑤麻生自民党総裁・小沢民主党代表に宛て要望書を、⑥テクノロジーが原因して生じている現象や症状を内的要因と誤って診断して病気として扱わないよう厚生労働大臣に要望書を提出してまいりました。しかしテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪が関係する領域は広く、貴省にも大いに関係するものがありますことから、以下要望致します。

要望事項1.

当NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークが取り組んでいる、前述テクノロジー犯罪のなかで、人間に最も重要な思惟活動への介入は究極のプライバシーの侵害であり人権侵害であります。これに関する情報として、1998年1月に開催されたフランス国家生命科学倫理委員会で、フランス原子力委員会の Denis LeBihan 博士は「映像技術の使用は人々の思考を読むことができるまでに至っている」と述べたことが『Nature』誌で報じられております。また同委員会でパストゥール協会の精神科学者 Jean-Pierre Changeux 博士は「神経科学は、脳内の映像技術の進展によって計り知れないプライバシーの侵害を作る」とその潜在的危険を提起し、「その装置は今でこそ高度な技術を要するものであるけれども、やがて一般的になり、身近で使用されるようになることを予見し、それは個人の自由の侵害、行動のコントロール、洗脳という虐待に道を開くものである」と警告しております。このように権威ある学者による発言が被害者を大いに救うこととなりますことから、わが国でも、最先端のテクノロジーを熟知して、圧力に負けずに発言できる、不屈の精神を持った学者で組織された、同様の委員会を立ち上げ、最先端テクノロジーが悪用された場合の危険性について大いに警鐘を鳴らして頂きますよう要望致します。

要望事項 2.

わが国で国家生命科学倫理委員会が組織された場合、その活動が妨げられる要因として、軍事テクノロジーの開発という名目があります。最先端の軍事テクノロジーは、国家防衛上機密扱いとされ、法で守られるようになっております。その最先端はいまや非殺傷兵器あるいはノンリーサルウェポンといわれる兵器の開発で、これがテクノロジー犯罪で使われている可能性があります。しかし政府はそのような兵器の開発は一切発表しておりません。ですから貴省としては、機密扱いの軍事テクノロジーであるか否かに考慮する必要はなく、堂々と最先端のテクノロジーの危険性に警鐘を鳴らせばいいのであります。同じ行政側にあっても文部科学省の独自性をしっかりと守って断固として発言すべきであります。わが国の国家生命科学倫理委員会をバックアップして不動の発言ができる存在にするためにも、母体である文部科学省の独自性を確立すべきであります。

要望事項 3.

小泉政権の時代に科学技術立国という方針が示されました。これも前記委員会の活動を妨げる要因となる可能性があります。科学技術の最先端は脳の研究にあります。それは人間の意識に迫ることでもあります。これを完全なものとするために、おびただしい数の人体実験によるデータ収集が必要となります。その請負集団がどこかにいなければ生じないテクノロジー被害を当会被害者は受けていると考えることもできます。人体実験が避けられない研究によって立国を目指すというのは問題であります。そのような研究に集まる学者はよからぬ人間ばかりで、雪だるま式に腐っていくことは明らかであります。守秘義務が課され、一般には絶対に知らせられない体質になることも明らかで、すでにそうなっていることが想像されるところであります。塩谷大臣には、これを逆転して、研究の内容を公にして、相手方の承認を得て実験がなされるようにし、健全な学者が安心して参加でき、国民の福利のためにテクノロジーが使われるよう、大改革をして頂きますよう要望致します。

要望事項 4.

小泉政権の時代に省庁の再編が行われ、文部省と科学技術庁が一緒になって文部科学省となりました。科学技術立国という方針の下、義務教育は、最先端の科学技術を学ぶための基礎学問を学ぶ場との位置づけがなされるようになります。しかし本当の教育というものは人徳あふれる大きな人間を育てることにあります。最先端の科学技術を学ぶための基礎学問など専門教育の段階で行わ

ればいいのであります。よって真の教育立国を目指すならば旧科学技術庁の分野を切り離し、経済産業省にでも合体させて、文部省の独自性を強めるべきであります。そのような文部行政による真の教育が科学技術の悪用を抑制することにつながるのです。テクノロジーの悪用を抑制できる真の文部教育を実行できる文部省へと改革して頂きますよう要望致します。

要望事項 5.

現代のテクノロジーが人間の思惟活動に影響を及ぼせる段階にあることは教育現場で知って頂かなければならないことでもあります。思惟活動を活発化することも抑制することもできるということは、学習効果に大きな差を生じさせることとなります。これは偏った人間で日本の指導層を固めることに使えるもので、大いに利用されて、今の日本があるように思われます。一部の者を優遇し、全体的には抑制する方向で使われていることが考えられ、児童の学力低下の大きな要因になっていると考えます。学習効果への影響は文部行政を担当する貴庁として黙認できない問題でありますことから、テクノロジー犯罪の現状把握を徹底して、その撲滅に真剣に取り組んで頂きますよう要望致します。

要望事項 6.

現代のテクノロジーはすでに運動機能を操作できる段階にありますことも教育現場で知らなければなりません。運動能力を増すことも妨げることも自由自在にできるようになっており、増す方法としては、体を軽くする、力を増す、能力に長けた人の脳波あるいは人工脳波を送信してコントロールする等々あり、妨げる方法としては、息苦しさ、脱力感、体の重さ、訓練の効果が上がらないようにする等々があります。本来運動能力がある人にテクノロジーでさらに能力を増すように使えば、オリンピックで金メダルも夢でなくなることから、すでに利用されていると考えます。そしてテクノロジー犯罪主体が最もパフォーマンスを楽しんでいるのが、プロ競技の場で、試合の勝敗を恣意的に操作して悦に入っていることが考えられます。プロ競技は昔から賭博の対象になっていましたが、現代ではテクノロジーを使っての八百長が問題視されるべきであります。そしてその背後にある国際賭博組織の存在も問題視されるべきであります。通信技術の発達により世界中で同じ競技を同時に鑑賞できる時代、賭博が国際化するのには当然であります。テクノロジー犯罪主体と世界的賭博組織が合体することで、さらにテクノロジー犯罪が闇に葬られることにならないよう断固とした対応が必要な時であります。世界的賭博組織の意思に逆らって、監督も選手も試合を行えない時代になっていることが考えられ、国家権力をもって対処しなければならない段階に達しているように思います。最先

端テクノロジーが秘されているために、このようなかたちで悪が悪を呼び、さらに闇が増す恐れがあります。対処は早いほどいいことから、命をかけて本問題解決に取り組んで頂きますよう要望致します。

要望事項 7.

テクノロジー犯罪によって病気の症状が演出できることも教育現場で知って頂きたいことでもあります。当会ではこれをテクノロジーによる疑似疾病と呼んでおります。風邪、食当たり、喘息、頭痛、下痢、失禁、頭痛、火傷、乗り物酔い、等々の症状を自由自在に生じさせることができます。これはバーチャル症状とも表現できるもので、テクノロジーの悪用を止めるとけろっと治ってしまう、まさに疑似疾病であります。このような悪用が行われておりますことから、症状がみられた場合、一時的にテクノロジーの影響を遮断できる部屋で様子をみるのが理想ではありますが、そのような部屋が可能かどうか疑問であり、できても相当な費用がかかります。原因はテクノロジーの悪用にあるのですから、研究者の総力を挙げてその実態を究明して、児童に魔の手が及ばないよう善処して頂きますよう要望致します。

要望事項 8.

テクノロジー犯罪は、子供も対象としており、30年以上の歴史があることも教育現場でご認識頂きたいことでもあります。昨今学校内で凶悪犯罪が多発したことから校門を閉める等の防犯対策がなされております。しかし当会が訴えるテクノロジー犯罪は塀を飛び越えてくるものであります。そのようなテクノロジーに30年以上も児童を晒してきたことをよくよくご理解頂きたいと思えます。当会は5歳の頃からの被害者を確認しております。そのように幼少から、しかも長期にわたりますと、被害にどっぷりと浸ってしまい、被害との認識ができず、自分の生来の姿と思い込んでしまうようになります。そのような被害者の存在も頭に入れておく必要があり、その数は相当数に上ることが予想されますので、それに適切に対処する方法を研究して頂きますよう要望致します。

要望事項 9.

当NPOが取り組むもう一つの犯罪、嫌がらせ犯罪は、学校内でも行われていることで、テクノロジー犯罪と一体となってダメージを倍加させていることも教育現場でご認識頂きたいことでもあります。いじめ、学級崩壊、教師の自信喪失、児童の自殺等の問題はこれを無視しては正しく解決されないものと考えます。テクノロジー犯罪である感情操作（神経質化・憎しみの増幅・衝動のかきたて等）、および生理操作は35年以上の歴史があり、塀を飛び越えて児童に

影響を与えてきていることは断言できることであります。そしてもう一つ、人と人を無線でつなぐテクノロジーがあります。これによってつながれた両者は相手方を意識し続けることとなります。これは通信技術の最先端と思われるかもしれませんが四半世紀の歴史を確認しております。これらを利用して、標的とする児童には神経質化で精神をぼろぼろにしておき、他の児童には衝動のかきたて・憎しみの増幅で嫌がらせをあおることにより、標的の児童を責め立てることができます。教師が標的とされた場合、学級崩壊を演出でき、自信を喪失させることとなります。事件にまで発展したところでは必ず近くに犯罪の関係者がいるはずであります。ですから当会が訴えるテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪を教育現場で熟知させ、校内での問題をこの面から再調査して頂きますよう要望致します。尚、これには内部告発を奨励することが有効で、問題解決を早められると考えますので、懸賞金を付けてでも実施して頂きますよう要望致します。そしてその結果を白書で毎年発表して頂きますよう合わせて要望致します。

要望事項10.

テクノロジー犯罪で自分が自分でなくなる現象を惹起できますことも教育現場でご認識頂きたいことであります。手のつけられない恐ろしい存在にすることも、積み木くずしのような存在にすることもできます。そしてこれもテクノロジーの悪用を止めればけろっと元の姿に戻ってしまうものであります。このようにテクノロジー犯罪は多様で、いくら書いてもきりがありません。とにかくテクノロジーの悪用に児童がこれ以上もて遊ばれることがないよう最善の努力をして頂きますよう要望致します。

以上